

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日法律第65号）の施行にあたり、町立幼稚園保育料を、政令の定める額を限度額とし、保護者の所得、その他世帯の状況等を勘案した額での設定を行うため、改正をおこなうものがあります。

2ページの新旧対照表をごらんください。

第1条「保育料の額について」「月額5,000円」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の規定に基づき、政令の定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案し、町の規則によってその額を定めること」とするものです。

また、第3条「保育料の減免について」第1号を削り、同条第2号中「の出席を20日以上停止した」を「が月の全日にわたり欠席をする」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条2号とするものであります。

1ページにお戻りください。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明をさせていただきました。よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。